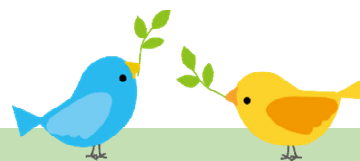


不妊治療を受けられている方へ

CENTRAL 真
GARDEN 庭
MANIWA 市

真庭市では、不妊治療を受けられたご夫婦に対し、その治療費の一部を助成しています

令和5年度改定



助成対象者

次の①から④までの条件すべてを満たす方

- ①法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦
- ②不妊治療を受けた夫婦のいずれか一方又は両方が、申請日において真庭市民であり、かつ、申請日から1年以上真庭市に住所を有する予定の夫婦
- ③医療機関で不妊症と診断され、その治療を受けた方
- ④申請の対象となる治療費について、他市町村から同様の助成を受けていない夫婦

助成内容

不妊治療に要した費用について、**年度内に20万円を上限**に助成

(注1) 以下の費用は除く

- ・国、都道府県から不妊治療に関する助成を受けている場合は、その助成金の額
- ・保険適用の不妊治療を受けた場合は、加入している医療保険から支給される高額療養費その他付加給付の給付額
- ・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等、治療に直接関係のない費用

(注2) 保険適用の治療については、令和5年4月1日以降に終了したものが対象

申請に必要な書類

- ①真庭市不妊治療支援事業助成金申請書【様式第1号】
- ②真庭市不妊治療支援事業受診証明書【様式第2号】※医療機関で記入
- ③医療機関発行の領収書の写し※②で証明された治療期間のもの
〈該当者のみ〉
- ④(注1)に該当する費用がある場合には、その金額が確認できる書類の写し
- ⑤裏面の【別表1】【別表2】【別表3】に該当する場合は、それぞれに必要な証明書類



様式は、真庭市
ホームページから
ダウンロードできます

申請期限

妊娠判定日（妊娠の有無は問わない）又は医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日から**6か月以内**

各振興局でも
申請できます

申請・問い合わせ先

真庭市役所こども家庭センター
（はぐくみセンター）

☎0867-42-1816 Fax0867-42-1388

【別表 1】真庭市内に居住している法律上の夫婦である方

区 分		必 要 な 証 明 書 類
国 籍	世 帯	
夫婦ともに日本国籍	同一世帯	なし（公簿確認）
	別 世 帯	・戸籍謄本
夫婦のどちらかが 外国籍	同一世帯	なし（公簿確認）
	別 世 帯	・日本国籍を有する者の戸籍謄本
夫婦ともに外国籍	同一世帯	夫婦のどちらかが世帯主 なし（公簿確認）
		夫婦ともに世帯主でない ・婚姻日が記載された婚姻をしていることを証明する書類
	別 世 帯	・婚姻日が記載された婚姻をしていることを証明する書類

【別表 2】真庭市でパートナーシップの宣誓をしている方

区 分	必 要 な 証 明 書 類
同一世帯	・パートナーシップ宣誓書受領証 ・事実婚関係にあることの申立書【様式第 4 号】
別 世 帯	・パートナーシップ宣誓書受領証 ・両人の戸籍謄本 ・事実婚関係にあることの申立書【様式第 4 号】

【別表 3】真庭市内に居住し、事実婚関係にある方

区 分		必 要 な 証 明 書 類
同一世帯	夫婦のどちらかが世帯主	・両人の住民票の写し（続柄を記載のもの） ・両人の戸籍謄本 ・事実婚関係にあることの申立書【様式第 4 号】
	夫婦ともに世帯主でない	・両人の住民票の写し（戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの） ・両人の戸籍謄本 ・事実婚関係にあることの申立書【様式第 4 号】
別 世 帯		・両人の住民票の写し（戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの） ・両人の戸籍謄本 ・事実婚関係にあることの申立書【様式第 4 号】

○ 注 意 事 項

- ・戸籍謄本は発行後 3 か月以内のものに限る
- ・住民票の写しは個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
- ・【別表 2】、【別表 3】に該当する場合で外国籍を有する方は、戸籍謄本の代わりに、婚姻要件具備証明書あるいはそれに類する証明書が必要
- ・外国語による書類の場合は、日本語訳を添付すること